

習志野市農業委員会総会議事録

平成31年第3回習志野市農業委員会総会は平成31年3月5日（火曜日）習志野市役所2階監査事務局会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前9時00分

1. 委員の出欠席 16名中 14名出席 欠席 1名 欠員 1名

委員氏名（網掛けは欠席委員）

1番 植草 守	2番 江口 明美	3番 伊藤 和彦
4番 飯生 良	5番 塩田 俊一	6番 渡邊 幸枝
7番 三代川 和彦	8番 織戸 淳也	9番 葛城 芳一
10番 三代川 彦博	11番 田久保 征夫	12番 村山 茂男
13番 欠員	14番 中野 政博	

会 長 廣瀬 博
会長職務代理者 飯生 正己

1. 議事録署名人 12番 村山 茂男 14番 中野 政博

1. 議案審議結果

上 程 3件 承 認 3件 不承認 0件

1. 閉会時間 午前 10時30分

1. 付議事項

議案第1号 生産緑地のあっせんについて

議案第2号 農地の下限面積の設定について

議案第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

<p>議 長</p>	<p>皆様、こんにちは！ 定刻になりましたので 平成31年 第3回 習志野市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日は、3番 伊藤和彦委員より欠席の報告を受けておりますので、 16名中1名の欠席と1名の欠員により14名の出席となります。</p> <p>習志野市農業委員会総会会議規則 第9条の規定により、本日の総会は成立いたしました。</p> <p>つぎに、議事録署名人について、 「習志野市農業委員会会議規則」第26条の規定により 議長より指名させていただきます。</p> <p>12番 村山 茂男委員 14番 中野 政博委員の両名を指名いたします。</p> <p>本日の議案上程件数は3件、報告案件が2件であります。</p> <p>それでは、議案第1号 生産緑地のあっせんについて議題といたします。 この案件については、先月の1月総会と昨年末の12月総会で議案として上程いたしましたが、12月総会では審議保留となり、1月に再審議となりました生産緑地の主たる従事者の証明書の発行について審議し、賛成多数で証明書を発行し、買取り申し出を行い本日、生産緑地のあっせんとなったものです。</p> <p>事務局より、議案の朗読と説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>今回の議案第1号は、皆様ご承知のとおり平成30年12月総会において、生産緑地の主たる従事者についての証明願が提出され、農業委員、事務局で生産緑地の当該地等の現地確認を行い、申請者、申請者のご家族、代理人を総会に招集いたしました。また、翌年の1月総会では都市計画課長から説明等が行われた事案であります。では、議案を読みあげさせていただきます。</p> <p>議案第1号 生産緑地のあっせんについて</p> <p>所在地： 習志野市●●●丁目●●番 (●●●号●●第●●生産緑地地区)</p> <p>申請者： 習志野市●●●丁目●番●号 ●● ●●</p> <p>面積： ●,●●●m² (約●●●.●坪)</p> <p>買取希望額：●●,●●●,●●●円 (m²単価●●,●●●円・坪単価 約●●●,●●●円)</p> <p>用途地域： 第一種中高層住居専用住宅地域(建ぺい率60% 容積率200%)</p> <p>当初の申出事由:平成31年第1回総会(1月)において、議案第1号で生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の申請を受け審議した結果、許可相当と決したので証明書を発行した。</p> <p>期限： 平成31年4月12日(金)までに市へ回答</p> <p>生産緑地法第10条の規定に基づき、平成31年1月7日付けにて、所有者より市に対して生産緑地の買取申出がなされ、市及びその他の公共団体等において買取希望がありませんでした。</p>

<p>議 長</p>	<p>よって、同法第13条に基づき、農業に従事することを希望する者が、これを取得できるようにあつせんに努める必要があることから、農業委員会及びJA千葉みらい習志野支店にあつせん依頼が来たものです。</p> <p>次回(4月)の総会で、あつせん結果の報告を求めることとなります。</p> <p>こちらにつきましては、皆様方地区担当の農業委員さんでございますので地区に戻りまして、通常農業委員会の総会について地域の皆様に報告する機会があると思っておりますので、その際にこちらの農地に対しまして希望者があるか確認していただくこととなります。</p> <p>事務局からは以上です。</p> <p>これに関連して、皆様より質問等があればと思いますが如何でしょうか。因みに、現地調査時には草1本無く綺麗な状態でしたが、現在の状況はどの様になっていますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>私の方で、3日の雨の日に確認していますし、企画委員会の前々日に事務局でも確認しております。</p> <p>生産緑地につきましては、皆様と現地を確認した時とほぼ変わりはありませんが、問題となる自宅脇の畑については、当時は畑の一面が作付けされていましたが収穫も終わり、現在は奥の長女の家側にソラマメが2・3列植えてある状況で草につきましても生えておらず大変綺麗な状況で管理されていました。</p>
<p>議 長</p>	<p>この案件につきましては、4月の総会時に皆様よりのあつせんの結果を求めることとなりますので、宜しく願いいたします。</p> <p>続きまして、議案第2号 「農地の下限面積の設定について」を議案とします。 事務局は、議案第2号の朗読・説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第2号 農地の下限面積の設定について</p> <p>平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限の面積として設定できることとなっており、また、「農業委員会の適正な事務実施について」が平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は毎年、下限面積の設定又は修正の必要性について審議することとなっています。</p> <p>このため、下限面積の設定について以下のとおり提案いたします。</p> <p>(下限面積) 現行 30アール 提案 30アール</p> <p>《提案理由》 農地法施行規則第17条第1項第3号の規定により、農業委員会が定めようとする別段の面積は、定めようとする面積未満の農地を耕作している者の数が全体の4割を下回らないように算定することとされている。</p>

	<p>なお、平成22年より下限面積を35アールで設定し、その後変更はありませんでしたが、市内の農業経営体数及び経営面積の減少傾向が2015年農業センサスで顕著になり農地基本台帳を基に全体の4割を下回らないよう算定し30アールが適当と判断し、平成29年4月1日より下限面積を35アールから30アールに変更したものです。隣接し、春夏人参を耕作する千葉市花見川区との現状を鑑み、30アールが適当と判断するものです。</p>
<p>議 長</p>	<p>農地の下限面積の設定はなぜ必要なのか、及び数値の算出根拠など説明がありました皆さんご理解いただけてでしょうか。 事務局より、もう少し具体的な事例等を示して説明していただけますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>・・・下限面積を定め、その数値等は今後どの様に影響するか等の説明行おう・・・</p>
<p>議 長</p>	<p>他にはありませんか？ ご意見・ご質問等が無ければ採決に入ります</p>
<p>職務代理</p>	<p>船橋市の状況はどうですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>市川市は地域ごとに別段の面積を定めていますが、船橋市は法律の50アールとのことですが、同じ農協に属しているので船橋市内でも地域性が有るのではないのでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>暫時休憩いたします。・・・・・・・・</p> <p>・・・・・・・・休憩前に戻り会議を続けます。 休憩中、概略的な説明がありました、下限面積の設定は市町村個々の農業委員会が定めることで、農協が2市・3市にまたがっていたとしても同じである必要性は無いと思います。 事実、当農協につきましても5市にまたがっていますが各市それぞれ面積基準を設けている部分もありますので、船橋市については今後、市川市と検討していかれるのかもしれませんが。 他にご質問等が無ければ採決に入ります。</p> <p>議案第2号、農地の下限面積の設定について 賛成の方の同意を求めます。 賛成の方は、挙手願います。 全員の賛成を持ちまして、平成31年度の習志野市の下限面積は30アールで決定しました。 続きまして、議案第3号</p>

	<p>「農地法施行規則 第29条 第1号 に関する 農地転用の届出について」事務局より議案説明を求めます。 事務局は、議案第3号の朗読をお願いします。</p> <p>議案第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について 平成31年2月22日付けで、下記のとおり農地法施行規則第29条第1号に関する 農地転用の届出の提出がありましたので審議を求める。</p> <p>1. 申請者 習志野市鷺沼●丁目 ●番 ●●号 ●● ●●(●●歳)</p> <p>2. 申請地番 地目 畑 習志野市●●●丁目 ●●●●番● 地積 ●●●m²(登記) 習志野市●●●丁目 ●●●●番● 地積 ●●●●m²(登記) うち、●●●. ●●m²</p> <p>3. 転用目的 農業用倉庫の建設 1棟 ●●. ●●m²</p> <p>4. 転用時期(工期) 平成31年4月1日 から 2019年6月30日</p> <p>5. 利用期間 永久</p> <p>6. 届出理由 事業経営上、機械化及び梱包やパック詰め等をして出荷することから、農作物をストックする倉庫が手狭となったために倉庫の設置が必要となった。 既に1棟の倉庫を設置しているが、こちらの届出が未提出であることから合算した設置面積での届出とした。</p> <p>7. 地目変更 地目変更せず</p>
議 長	<p>この件については、担当地区 農業委員の植草委員と私と、事務局で 現地調査を行ってきました。 現地調査報告を、1番 植草委員よりお願いします。</p>
植草委員	<p>議案第3号「農地法 施行規則 第29条 第1号に関する農地転用の届出」 について、現地調査報告をします。 平成31年2月28日に企画委員会後に、廣瀬会長と私、事務局2名で行って まいりました。 申請地は、●●の●●●●を右手に過ぎ、大久保方面に向かい、●●●丁目区 画整理地区の道路を挟んだ農地の中の 一角になります。 申請者が●●●●を行っている●●かの●●●●の間に 約50m²の農業用倉 庫を建てて、農機具の保管や、出荷作業を行うと聞いています。 現地を見ますと以前に建てた倉庫が1棟あり、その隣に今回申請の倉庫を建設 するそうです。 一帯の農地は緩やかに傾斜しているので、倉庫に降った雨水の処理について は、十分配慮が必要かと思えます。 以上、議案第1号の調査報告とさせていただきます。</p>

<p>議 長</p>	<p>皆様で、よろしくご審議のほど お願いいたします。 植草委員、現地調査報告ありがとうございました。 現状を踏まえ、事務局より説明をお願いいたします。 尚、現地については皆さん分かりますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>申請地の場所につきましては、●●●●を●●方面に向かい●●●●を右手に見て、●●●●●の信号を●に入りますと●側に●●●が●●かありますが、その中の一部となります。</p> <p>添付資料の7頁の土地利用計画図をご覧ください。</p> <p>先程の議案説明の中で、以前に許可を受けずに農業用倉庫を受けてしまったと申し上げましたが、その倉庫が図面上では既存建物となり道路に面したところになります。今回、その奥に1棟倉庫が必要とのことで申請が上がったものでございます。</p> <p>農業倉庫につきましては、200㎡までの敷地面積であれば届出により建てることは可能であります。また、この土地は農業振興地域でございまして資料5頁で市長より申請者に対しまして、農用地利用計画軽微変更について通知を出しております。</p> <p>この通知書で、平成30年11月29日付けで申し出がありましたと記載されていますが、農用地の解除や変更については産業振興課が行っているところで、11月29日に申請を受け翌年の平成31年1月28日公告されています。</p> <p>過去の事例からすると農用地の解除は最短でも7ヶ月程度の時間を要しますが今回は非常に短時間で通知が出たのは、農用地の解除や除外と言うことではなく、用途の変更と言うことなので農地から農業用施設用地に用途を変える軽微な変更となったものでございます。農政係では、農業振興地域促進協議会に諮り変更していますが、申請地は農用地の網は以前同様に付されていますが、農地として使用することから農業用施設用地として使用を認めたもので、農用地と言うことには変わりがないものです。</p> <p>1つ危険性が含んでいるのは、先程議案を読みあげた時に7番で地目変更はしないと申し上げました。解除することが尤もであれば最短で7ヶ月ですが、7ヶ月過ぎれば地目の変更が出来る分けですが、今回この申請で2ヶ月であってもこれと同様の書類を出していただければ地目の変更も可能となります。倉庫として利用期間が永久となっていますので地目の変更をすることも出来ます。</p> <p>今回の場合は、農業用倉庫として使用しますので地目の変更は行わないと言うことで、業者には確認は取っております。</p> <p>これは、農地法の規定に基づく許可を要しない農地の地目変更に係る手続と言うものが、千葉県の農地転用関係の事務指針の中に出ております。</p> <p>証明願いという書類を農業委員会の方に出していただいた後、農業委員会で審議し県に出し、県が現地を確認し申請地を地目変更しても問題ないと判</p>

	<p>断した場合は、法務局に行って地目変更をすることが出来ます。 但し、ここは農業用倉庫として永久的に使用するということで、他の目的に転用をしないということで地目変更を行うこととなります。</p> <p>申請者につきましては、市内でも指導的な立場の方で認定農業者で実績もありまして、農機具も沢山所有していることからやむを得ないかと思われます。</p> <p>今後、この様に2ヶ月で地目変更を行うような手法もありますので、通常の農用地の解除に時間がかかる、今回の方法であれば時間がかからないと言うような申請もありますので、今後は注意をして審議をしていく必要があると思います。</p> <p>倉庫の配置等につきましては、7頁に配置図を示しておりますし、どのような形態の倉庫かというのは、その裏面に平面図、立面図を添付しています。</p> <p>通常の倉庫を畑の土の上に置くだけで有れば、雨水は土の中に自然浸透しますが、コンクリートの土間を打ちますので、その雨水の行き場が無いこととなります。また、この土地については傾斜がありますので隣接道路の舗装に沿って雨が低い方に流れ、一番低い所へ集中してしまい低い農地所有者に迷惑をかけることとなりますので、雨水の処理等については注意して見て行きたいと思います。</p>
議 長	<p>それでは、議案第3号について質疑に入ります。 ご意見、ご質問等の有る方は、挙手願います。</p>
	<p>質問等が無ければ、採決に入ります。 三代川和彦委員どうぞ</p>
●●●委員	<p>道路を隔てた所有者として、既に説明をいただいておりますし、納得して印も押しました。</p>
議 長	<p>そこまで、業者は対応してくれていますか有難いです。 ただ、降った雨が道路沿いに流れ畑の低い所に流れ込むのは防げない物でしょうか。</p>
●●●委員	<p>道路の一番低い所には、道路課の方で柵を設置していただき大分改善されましたが、道路の脇から畑に流れ込むので道路の脇に単管パイプ等で防止対策を行ったのですが、子供たちが遊びで畑に蹴り込むので、道路の脇に舗装等で10センチ程盛り上げていただければ解決するように思います。</p>
職務代理	<p>道路交通課に申し出すれば可能ではないでしょうか。 農道整備事業で予算化している中で対応できないでしょうか。</p>
議 長	<p>その辺は、産業振興課に申し出するのも一案と思います。</p>

	<p>他にありますか。 村山委員どうぞ。</p>
村山委員	<p>雨水の処理と言うお話の中で、申請地周辺は住宅開発が進みましたがその住宅の雨水処理は問題ないのでしょうか。</p>
三代川和彦委員	<p>住宅の雨水よりハウスの雨水が全部道路に流れて、それが農地に流れ込む状況です。</p>
事務局	<p>村山委員が述べているのは、宅地化が進んでいる中で住宅の雨水処理の影響はないのかということになるのかと思いますが、開発行為での雨水の処理や転用において雨水による被害防除についての審査は厳しく見ているつもりで、開発に伴って被害が生じていれば大問題と思いますので、皆様と共に転用等については被害防除等に厳しく対応していきたいと思います。それでも全く影響がないとはいえませんが農業用ハウスによる雨水処理や予想外の豪雨で防ぎきれない事もあると思います。</p> <p>台風や暴風雨時には倒壊の恐れのある農業用ハウスの巡回や農地の冠水の見回りを翌日に行い被害が有れば県に報告などしていますが、この場所は巡回予定地に含まれていますのでマメに見ていますし、道路上の柵についても道路交通課では定期的に清掃等を行っています。</p>
議長	<p>他に意見等が無ければ、議案第3号 「農地法施行規則 第29条 第1号 に関する 農地転用の届出について」 賛成の方の同意を求めます。 議案第3号について 賛成の方は、挙手願います。</p> <p>全員 賛成 を持ちまして、 議案第3号は承認されました。</p> <p>ここで、審議とは別に 農業者年金について、年金部長として私が勤めておりますのでお願いと報告があります。 委員の皆さんは日頃から周知・勧誘活動をしていただいておりますが、日頃にも増して活動をしていただけるよう、ご協力をお願いいたします。・・・年金部長が作成した資料等で説明・・・</p> <p>それでは、次に報告事項に入ります。 報告第1号の農地法第4条第1項第7号の規定による 転用届出の受理通知および 報告第2号の農地法第5条第1項第6号の規定による 転用届出の受理通知ですが、質問等の有る方は、挙手願います。</p>

…………なしの声…………

質問等が無いようですので、これを持ちまして本日の総会は終了いたします。